

令和 6 年（2024 年）4 月 9 日

各関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用について（通知）

令和 6 年 4 月の障害者総合支援法の改正において、一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用について示され、それに伴い「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日付障障発第 402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「留意事項通知」という。）（別添 1）が改正されました。

つきましては、当該改定を受け、令和 6 年 4 月以降における札幌市の一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用の取扱いを下記のとおり定めましたので、通知いたします。

記

1 一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用についての基本的な考え方

一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用について、通常の事業所に雇用された後に労働時間を延長しようとする場合や休職からの復職を目指す場合に、一時的に利用できるものである。

なお、一般就労と就労系障害福祉サービスの併用を常時認めているものではないため、事業所においては、一時利用が認められていない一般就労中の利用者に対し、支援を行い、不適切な報酬請求を行うといったことのないよう留意すること。

2 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用の要件について

(1) 通常の事業所に雇用された後に労働時間を延長しようとする場合

生活リズムの維持、雇用先の企業等と就労系障害福祉サービス事業所との情報共有、合理的配慮の内容等についての調整等を通じ、円滑な一般就労への移行を目指すことを目的とする。

ア 対象サービス

就労移行支援、就労継続支援(以下「就労移行支援等」という。)

イ 対象者

通常の事業所等に雇用されている障がい者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの

ウ 利用条件

企業等での働き始めに、概ね週 10 時間以上 20 時間未満から段階的に労働時間の延長を図り、かつ、次の(ア)及び(イ)の条件をいずれも満たすもの

(ア) 就労移行支援等の一時的な利用の前に就労移行支援等を受けており、就職後も引き続き同一の就労移行支援等の事業所において就労移行支援等の利用を必要としていること

(イ) 企業等から、就労移行支援等の一時的な利用のため、就労移行支援等の事業所への通所が認められていること

エ 支給決定について

勘案事項調査に基づき、労働時間の延長に必要な知識及び能力の向上のための支援が一時的に必要と認められる場合には、支給決定を受けることができる。

その際、サービス等利用計画等において、概ね週 10 時間以上 20 時間未満から段階的に労働時間の延長することを記載し、かつ、雇用先の企業等も同意していることを確認できるようにすること。

支給量については、一般就労の勤務状況や就労移行支援等の利用予定等を確認し、必要と認められる日数とする。

なお、原則として、企業等に雇用される前に利用していた就労移行支援等の事業所と同一の事業所を引き続き利用する意向を有する場合に、改めて支給決定を受けること。そのため、就労移行支援及び就労継続支

援A型において、一時的な利用に当たり、同一の事業所を引き続き利用する場合は、暫定支給決定を要しないものとする。

オ 標準利用期間（有効期間）について

企業等に雇用された日から6か月以内。

カ 標準利用期間終了後の更新決定について

事業所は支給決定有効期間が終了する1か前までに以下の書類を区保健福祉課へ提出し、次の(ア)及び(イ)のとおり、更新決定を受ける。

- 標準利用期間終了後の訓練等給付費に係る支給決定の更新についての事業者意見書（別紙1）
- 個別支援計画
- 個別支援計画作成に当たって利用者に対して実施したアセスメントの内容を記録した書類
- 個別支援計画による支援の実施結果（目標の達成状況等）

(ア) 就労移行支援

延長が必要であると、札幌市障害支援区分認定等審査会において認められた場合にあっては、「最大6か月の範囲で札幌市障害支援区分認定等審査会が必要と認めた期間」を限度に支給決定を行うことができる。

(イ) 就労継続支援

延長が必要と保健福祉部長が認める場合にあっては、「最大6か月」を限度に支給決定を行うことができる。

(2) 休職から復帰を目指す場合

復職に必要な生活リズムの確立、体力や集中力の回復、主治医や産業医との連携等を通じ、円滑な職場復帰を目指すことを目的とする。

ア 対象サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援

イ 対象者要件

通常の事業所に雇用されている障がい者であって、休職からの復職

の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要なとするもの。

ウ 利用条件

次の(ア)及び(イ)のいずれも満たすこと

(ア) 雇用先企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない又は困難であること

(イ) 休職中の障がい者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主治医が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることが適当であると判断していること

なお、上記(ア)及び(イ)を満たすかについては、以下の書類の提出により、確認すること

○ 雇用先企業からの資料

雇用先企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障がい者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることが適当と判断していることを示す書類

○ 休職に係る診断をした主治医からの資料

当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障がい者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることが適当と判断していることを示す書類

○ 相談支援事業所（申請者）からの資料

地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支援の利用が困難であることや、地域における医療機関による復職支援が見込めないことを示す書類（セルフプランの場合には、申請者が作成する同様の書類）

エ 支給決定について

勘案事項整理及び上記の書類において、休職からの復職の際に必要な知識及び能力の向上のための支援が一時的に必要なと認められる場合には、支給決定を行う。

オ 暫定支給決定について

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型

については、暫定支給決定を行う。なお、暫定支給決定期間については、「支給有効期間始期から当該日が属する月の末日までの期間」に「1か月」を加えた期間とする。

カ 有効期間について

雇用先企業の定める休職期間の終了までの期間内で、最大6か月。

※ 暫定支給決定期間経過後に本支給決定を行う場合は、暫定支給決定の有効期間始期から最大6か月。

キ 更新決定について

事業所は支給決定有効期間が終了する14日前までに「訓練等給付費に係る支給決定の更新についての事業所意見書」（別紙2）を区保健福祉課へ提出する。

勘案事項調査、2ーウの書類及び「訓練等給付費に係る支給決定の更新についての事業所意見書」において、継続して利用することが適当であると区保健福祉部長に認められた場合にあっては、雇用先企業の定める休職期間の終了までの期間内で、かつ、合計2年間までの範囲で最大1年を限度に更新決定を受けることができる。

なお、令和6年3月31日以前に支給決定された場合については、令和6年4月以降の受給者証の更新の際に、2ーウの利用条件を満たしていることについて、2ーウの書類の提出をもって確認した上で、更新決定を受けること。

ク 留意事項

休職中の利用者で、障がいの状態が重く、復職が困難な場合や、今後復職しないことが明白な場合については、個別に就労系障害福祉サービスの利用を認めることがあるため、事前に区保健福祉課へ相談すること。

3 適用日

令和6年4月1日から適用する。

4 添付資料

- (1) 標準利用期間終了後の訓練等給付費に係る支給決定の更新についての
事業者意見書 …別紙 1
- (2) 訓練等給付費に係る支給決定の更新についての事業所意見書 …別紙 2

5 参考資料

就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項に
ついて（平成 19 年 4 月 2 日付障障発第 0402001 号） …別添

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課 給付管理係
Tel : 011-211-2938 Fax : 011-218-5181
E-mail : sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp